

•第 3 編

地震対策編

◆第 1 章 防災組織

第1節 藤崎町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、町長の附属機関として防災会議を設置する。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定める。

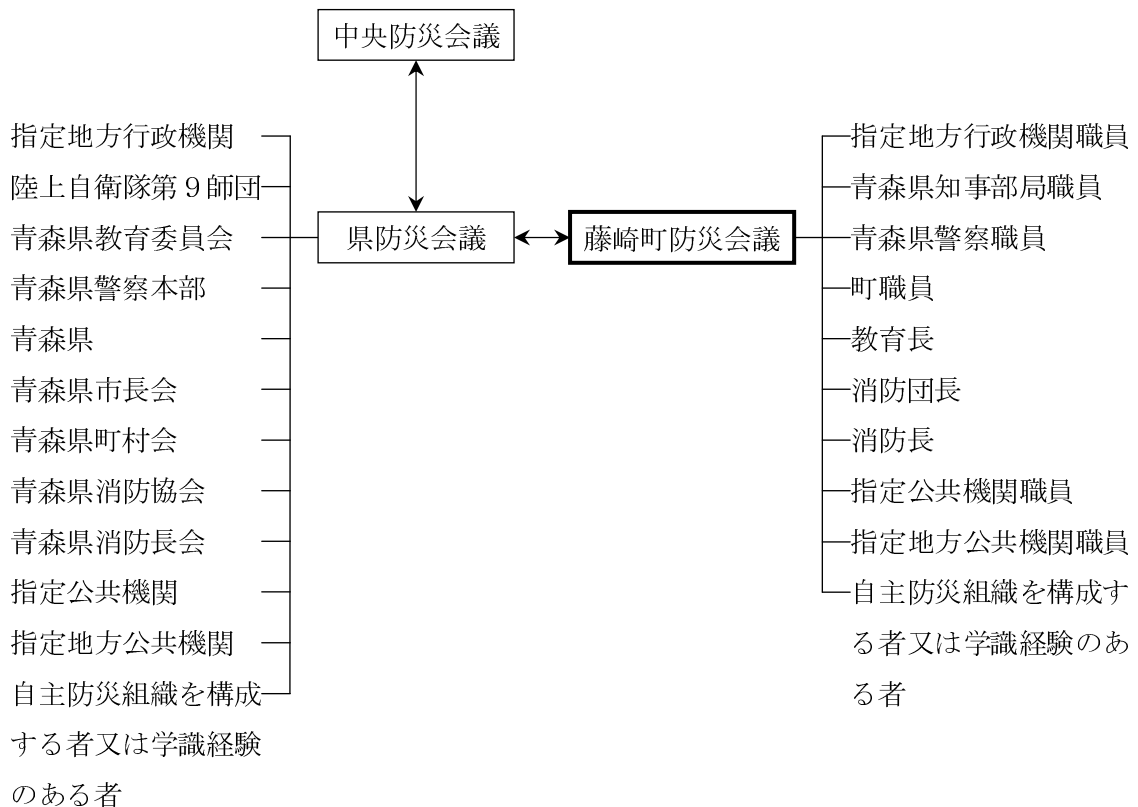
1 組織

防災会議条例（資料1－2参照）に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（藤崎町防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町教育長
- (6) 消防団長
- (7) 弘前地区消防事務組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

藤崎町防災会議組織図



2 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3 所掌事務

藤崎町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 藤崎町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 配備態勢

町の地域内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処するための態勢	1 町内で震度4を観測する地震が発生したとき。	1 総務課は、地震情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。	1 総務課及び関係課の災害情報連絡員が対処する。
	2 町長が特にこの配備を指示したとき。	2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	2 休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課の災害情報連絡員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	1 町内で震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。	1 総務課及び関係課の職員が対処する。
	2 町長が特にこの配備を指示したとき。	2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	2 休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課の職員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	1 町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。	1 災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。
	2 町長が特にこの配備を指示したとき。		2 休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。

注1 「関係課」とは、町長が防災に関わりがあるものとして指定した課をいう。

2 「災害情報連絡員」とは、各課長がそれぞれ課内から指名した職員をいう。

3 「災害情報連絡員」は、警戒対策及び応急対策に要する課内の職員配備の連絡調整を行う。

第3節 藤崎町災害対策本部

町の地域内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は、災害対策本部を設置し、藤崎町防災会議と緊密な連絡の下に災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施する。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告する。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第1章第2節「配備態勢」の表中「非常配備」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められたとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

イ 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	対策調整班
本部員及び各班等	庁内放送、電話	動員班
知事	電話、無線	対策調整班
警察・消防	電話、無線	対策調整班
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話	総務班
報道機関等	電話、プレスリリース	総務班
住民	報道機関、防災広報車、無線、ホームページ等	総務班

2 組織・編成及び業務分担

(1) 組織・編成

災害対策本部の組織・編成は、藤崎町災害対策本部条例（資料1-3参照）に基づき、次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

- イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部を置き事務を処理する。
- ウ 災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。
- エ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。
- オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

(2) 業務分担

災害対策本部の業務及び弘前地区消防事務組合災害警防本部班別業務は次のとおりとする。なお、災害が発生したときにおいて、災害対策本部が設置されない場合は、これに準じて業務分担する。

ア 藤崎町災害対策本部班別業務分担

部名	部長	副部長	班名	班長	分担事務	要員
総務部	総務課長	総務課長補佐	対策調整班	防災係長	1. 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2. 被害状況の把握及び報告に関すること 3. 気象情報等の総括に関すること 4. 防災会議に関すること 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 6. 知事への自衛隊派遣要請に関すること 7. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 8. 自衛隊との連絡調整に関すること 9. 災害救助法関係の総括に関すること 10. 災害情報の総括に関すること 11. 災害関係の陳情に関すること 12. 運輸通信、電力、ガス関係の被害調査に関すること 13. 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関すること（給水等を除く） 14. 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること 15. 資源の調達・管理に関すること 16. 庁内調整に関すること 17. 調整会議の開催に関すること 18. 応援職員の支援に関すること 19. 知事への応援要請に関すること（給水を除く）	総務課職員
			総務班	行政係長	1. 庁舎及び出張所の被害調査に関すること 2. 無線・有線電話の確保及び臨時電話	

					<p>の架設に関すること</p> <p>3. バス緊急輸送の確保に関すること</p> <p>4. バス運行路線の確保に関すること</p> <p>5. バス運行の広報に関すること</p>	
			動員班	人事係長 庶務係長	<p>1. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること</p> <p>2. 職員の非常招集及び配置に関すること</p> <p>3. 応援職員の派遣要請及び斡旋手続に関すること</p> <p>4. 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関すること</p> <p>5. 本部長及び副本部長の秘書に関すること</p> <p>6. 視察者及び見舞者の応接に関すること</p> <p>7. 被害地の視察に関すること</p> <p>8. 諸団体（自主防災組織・女性団体・町内会・その他ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関すること</p> <p>9. 止水板設置に関すること</p>	
財政部	財政課長	財政課長補佐	財政班	財政係長	<p>1. 財政部内の連絡調整に関すること</p> <p>2. 災害応急対策関係予算の措置に関すること</p>	財政課職員
			調達班	管財係長	<p>1. 食料品等の調達に関すること</p> <p>2. 災害対策用品物品、資機器材の調達に関すること</p> <p>3. 燃料、雑貨等の確保に関すること</p> <p>4. 車両の確保及び配車に関すること</p> <p>5. 電算機システムの被害調査及び報告に関すること</p> <p>6. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること</p> <p>7. 応急復旧工事の請負契約に関すること</p>	
経営戦略部	経営戦略課	経営戦略課	企画班	企画調整係長 戦略推進係長	<p>1. 災害の記録（写真を含む）に関すること</p> <p>2. 災害の広報に関すること</p>	経営戦略課職員

					<p>又は貸与に関する事</p> <p>4. 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事</p> <p>5. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事</p> <p>6. 救援金の配分計画及び配分に関する事</p> <p>7. 要配慮者の安全確保対策に関する事</p> <p>8. ボランティアの受入れに関する事</p>	
			保健班	健康係長 介護保険係長	<p>1. 救護所の開設に関する事</p> <p>2. 医療機関の被害調査に関する事</p> <p>3. 医療、助産及び保健に関する事</p> <p>4. 負傷者の把握に関する事</p> <p>5. 医療救護班の編成に関する事</p> <p>6. 医療救援隊との連絡調整に関する事</p> <p>7. 医薬品、衛生材料の調達に関する事</p> <p>8. 炊き出しその他食料の供給に関する事</p> <p>9. 防疫に関する事</p>	
税務部	税務課長	税務課長補佐	税務班	住民税係長	<p>1. 税務部内の連絡調整に関する事</p> <p>2. 税関係相談所の開設に関する事</p> <p>3. 災害に伴う町税の減免措置に関する事</p>	税務課職員
			調査班	固定資産税係長 収納係長	<p>1. 建物及び資産等の被害調査に関する事</p> <p>2. 被害者名簿の作成に関する事</p> <p>3. 被害届の受付及びり災証明の発行に関する事</p> <p>4. 災害に伴う町税の減免措置に関する事</p>	
建設部	建設課長	建設課長補佐	建設班	建設係長	<p>1. 建設部内の連絡調整に関する事</p> <p>2. 応急復旧資材の確保に関する事</p> <p>3. 河川、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関する事</p> <p>4. 水防に関する事</p>	建設課職員

					<ul style="list-style-type: none"> 5. 道路の被害調査及び応急対策に関すること 6. 災害復旧資材の輸送に関すること 	
			管 理 班	管 理 係 長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 町営住宅の被害調査に関すること 2. 応急仮設住宅の設置及び入居者の選定に関すること 3. 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 4. 障害物の除去に関すること 5. 公園施設及び街路樹の被害調査及び応急対策に関すること 6. 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 	
農政部	農政課長	農政課長補佐	農 政 班	農 政 係 長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農政部内の連絡調整に関すること 2. 農業関係の被害調査及び応急対策に関すること 3. 主要食料の確保及び応急供給に関すること 4. 農業関係被災者への融資の斡旋に関すること 5. 農業関係の被害証明に関すること 	農政課職員
			農村整備班	農村整備係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 農地等の被害証明に関すること 	
議会部	議会事務局長		議 会 班	議会事務局係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 議会との連絡調整に関すること 2. 議会における災害対策各種会議の運営に関すること 3. 町議会議員の被災地視察に関すること 4. 総務部の応援に関すること 	議会事務局職員
会計部	会計課長	会計課長補佐	出 納 班	会 計 係 長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 会計部内の連絡調整に関すること 2. 救援金の受領及び保管に関すること 3. 災害関係経費の経理に関すること 4. 事務用品等の出納に関すること 	会計課職員
上下水道部	上下水道課長	上下水道課長	総 務 班	総務経営係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 上下水道部内の連絡調整に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 	上下水道課職員

		補佐			<ul style="list-style-type: none"> 3. 給水車の借上及び配車に関すること 4. 給水等に関する他市町村への応援に関する県への要請及び連絡に関すること 	
			上下水道班	工務施設係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 給水活動に関すること 2. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 断減水時の広報に関すること 4. 施設の復旧に関すること 5. 災害復旧資機器材の確保に関すること 6. 水質検査に関すること 7. 仮設トイレの確保及び設置に関すること 8. 上下水道工事業者との連絡調整に関すること 	
常盤出張所部	出張所長	出張所次長	総務班	総務係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること 2. 管内関係団体との連絡に関すること 	出張所職員
文教部	教育長	学務課長・生涯学習課長・学校給食センター所長	学務班	学務係長 教育支援係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 文教部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 文教関係の被害記録に関すること 5. 避難所、救護所への学校等施設の提供及びその管理運営に関すること 6. 被災児童生徒等の調査に関すること 7. 応急の教育に関すること 8. 学用品の調達、給与に関すること 9. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること 	教育委員会職員
			生涯学習班	生涯学習係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 社会教育関係団体の協力要請に関すること 	

			学校給食班		ること 1. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 学校給食の確保に関すること	
農委連絡部	農務局長 農務局長補佐	農務局長補佐	農委連絡班	農業委員会 事務局係長	1. 応急対策に関する委員との情報伝達窓口に関すること 2. 農政部が実施する災害対策活動の応援に関すること	農業委員会 事務局 職員
消防部	消防団長	団長	情報招集班	消防団副団長	1. 災害対策本部との連絡調整に関すること 2. 消防団員の非常招集及び配置に関すること 3. 災害の情報収集に関すること 4. 消防部内の連絡調整に関すること	消防団員
			応急誘導班	消防団副団長	1. 消防施設の被害調査に関すること 2. 消防及び水防活動、その他災害応急対策に関すること 3. 避難の誘導、指示、勧告に関すること 4. 障害物の除去に関すること 5. 危険物施設等に対する応急措置に関すること	
			救出救助班	消防団副団長	1. 被災者救出、救護に関すること 2. 避難者の捜索に関すること 3. 被害拡大防止に関すること	

※避難所の運営について要員が不足する場合は、各部局と調整を行い要員を派遣する。

イ 弘前地区消防事務組合災害警防本部班別業務分担

総括	班（班長）	分 担 事 務	要 員
	総務班 (総務課長)	1. 消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 関係機関との連絡、調整に関すること 3. 資機材の補給・調達に関すること 4. 燃料の確保に関すること 5. 消防活動に係る予算措置に関すること 6. 各班の応援に関すること	総務課員

消防長	警防班 (警防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警防本部の運営及び統括に関する事 2. 消防活動の総合調整及び活動方針に関する事 3. 職員及び消防団員の非常招集及び配置に関する事 4. 火災防ぎよ、救助、救急活動その他災害対策に関する事 5. 災害状況の分析・判断に関する事 6. 消防に関する応援、受援に関する事 7. 町災害対策本部との連絡調整に関する事 8. 消防団の情報収集に関する事 	警防課員
	人材育成班 (人材育成課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の非常食及び衛生管理等に関する事 2. 職員の服務等に関する事 3. 各班の応援に関する事 	人材育成課員
	予防班 (予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出火防止に関する事 2. 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関する事 3. 火災調査に関する事 4. 罹災証明（火災に限る。）の交付に関する事 5. 危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関する事 6. 広報及び広聴に関する事 	予防課員
	通信班 (通信指令課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出動指令に関する事 2. 通信施設等の保守等に関する事 3. 通信の運用及び無線の統制に関する事 4. 警報等の伝達に関する事 5. 災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関する事 	通信指令課員
	消防班 (東消防署長) (弘前消防署長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警防規程第2条第5号に規定する消防隊等の編成に関する事 2. 災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関する事 3. 被災者の救助救出、救護及び捜索に関する事 4. 避難指示の伝達及び避難誘導に関する事 5. 障害物の除去に関する事 6. 災害現場における消防団の指揮に関する事 7. 他機関との連携に関する事 	消防署員

備考

- 1 災害対策本部長は、必要に応じて各部に対して、応援体制を命ずることができ、また、各部は、必要に応じて他の実施事項を応援する。
- 2 災害対策本部長は、必要に応じて分掌事務を一時的に変更できる。

3 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

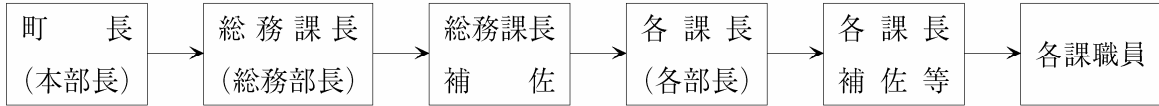
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルによる。

(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、町長（本部長）の指示に基づき、次の連絡系統により行う。

なお、災害対策本部設置前においては、災害対策本部設置時に準じて行う。



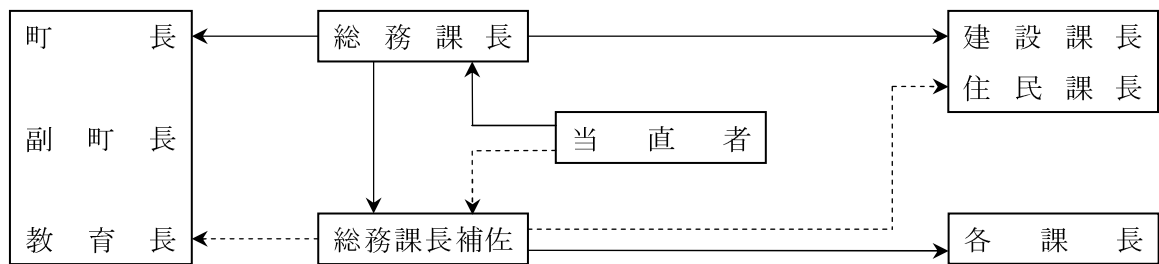
イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内の応急対策に必要な職員が部内における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長（総務部長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 総務課長（総務部長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(-----は、総務課長不在の場合)

(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（部長）又は参集場所の指揮者に報告する。

4 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後72時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用する。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部は、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、NTT東日本株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派

遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部会議に参画する。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

第4節 町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、次のとおり対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 町災害警戒本部（非常配備）

(1) 設置基準

第1章第2節「配備態勢」の表中「非常配備」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

町災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、部（課）の全職員が登庁して対処する。

2 町災害情報連絡室（警戒配備）

(1) 設置基準

第1章第2節「配備態勢」の表中「警戒配備」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 町災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 町災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

町災害情報連絡室が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、部（課）の一部職員が登庁して対処する。

第 2 章

災害予防計画

地震等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第 3 章「災害応急対策計画」に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておく。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第1節 調査研究

全 課

地震災害は、様々な災害が同時に広域的に多発するところに特徴があり、また、社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

こうした地震災害を未然に防止し、被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握しつつ、国や県との連携を図り、地震に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、防災対策に資する。

1 調査研究内容

(1) 地震に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、地震観測を行うとともに、本県の地震の履歴を調査分析する。

ア 地盤・地質等に関する調査

イ 液状化対策としての地形分類や浅部地盤データ収集とデータベース化

ウ 建築物・公共土木施設等の現況調査

エ 地震の履歴調査

オ 震度情報ネットワークによる地震の観測

カ 地震観測システムによる微小地震の観測

(2) 被害想定に関する調査研究

地震防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、地震に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

ア 建築物被害想定

イ 公共土木施設被害想定

ウ 地盤被害想定

(3) 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

ア 地区別防災カルテの作成

イ 防災マップの作成

第2節 業務継続性の確保

全 課

町、県及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1 業務継続体制の確保

町、県及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

総務課 建設課

地震災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 地震観測施設・設備等

- (1) 町及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の整備点検、更新をするとともに、地震観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 観測所は、次のとおりである。

所在地	設置場所	観測種類
藤崎町大字西豊田1-1	藤崎町役場敷地内	震度
藤崎町大字常盤字三西田35-1	常盤生涯学習文化会館敷地内	震度

2 消防施設・設備等

地震発生時における同時多発火災に対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽（飲料水兼用）等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

町及び東消防署（北分署）における消防力及び消防施設等の現況は、資料4-3のとおりである。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の整備に努める。

3 通信施設・設備等

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

町及び各防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及

び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備（戸別受信機を含む。）する。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講じる。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア 町有無線

町有無線設備及び消防無線設備等は、資料 5－1、5－2のとおりである。

イ 青森県防災情報ネットワーク

青森県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）及び防災関係機関と各市町村を接続しており、連絡の系統図は、資料 5－3のとおりである。

4 水防施設・設備等

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防箇所、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

なお、町の水防資機材の備蓄状況は、資料 4－5のとおりである。

5 救助資機材等

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

当該資機材の整備の際は、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意する。

整備状況については、資料 4－6のとおりである。

6 広域防災拠点等

大規模災害時に他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための活動拠点を確保する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

整備状況については、資料9-5のとおりである。

7 その他の施設・設備等

(1) 町は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、体育館、公民館などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

(2) 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(3) 町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第4節 青森県防災情報ネットワーク

総務課 常盤出張所

災害時における一般通信の輻輳に影響されない、県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進する。

1 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、次の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア 端末局間のIP電話
- イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

- ア 端末局間の文書データ伝送

2 青森県総合防災情報システムの活用

県は、市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

町は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 各種防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

- ア 被害情報、措置情報
- イ 指定避難所情報
- ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により住民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、

ホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。

また、必要に応じて、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に防災情報を集約できるよう連携を検討する。

3 町の災害対策機能等の充実

町及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、町は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

4 通信手段の確保策

防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保するよう努める。

また、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

なお、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するよう努める。

第5節 自主防災組織等の確立

総務課

大規模な地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民が自主的に自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、町は、住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

1 自主防災組織の現況

当町における自主防災組織は、今後、地域の実情に応じて結成に努める。

2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織は、住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨としつつ、自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じて既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成・強化するとともに、そのかなめとなる優れたリーダー育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (2) 既存の町内会や自治会等の組織を生かした自主防災組織の育成を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び要配慮者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (4) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の取組状況の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、女性の参画促進に努める。
- (5) 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時においては、指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- (6) 防災リーダーの育成等、自助、共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震、津波災害等、防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消

防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 活動地域内の防災巡視の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 要配慮者の把握
- キ 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 災害危険箇所等の巡視
- ウ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 指定避難所の開設・運営
- キ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

第6節 防災教育及び防災思想の普及

総務課

地震災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日ごろから地震災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図る。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。このほか、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また、職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等あらゆる機会を利用し、防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、次のとおりである。

- (1) 地震災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録による災害教訓等の習得

2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、地震による人的被害を軽減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、次のことを実施する。

- ・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説
- ・避難指示等の意味と内容の説明
- ・自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動
- ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育

なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、町全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及啓発の方法及び内容は次による。

ア 普及啓発方法

- (7) 防災の日、防災週間及び防災関連行事等を通じて防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ、又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ポスター・ハンドブック「あおりおまもり手帳」等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (7) 基礎的な地震災害に関すること
 - ・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
 - ・地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に指定緊急避難場所や指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、地震に関する想定・予測の不確実性
- (イ) 住民のとりべき措置に関すること
 - a 家庭においてとりべき次の措置
 - (平時)
 - (a) 家庭における各自の役割分担
 - (b) 災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
 - (c) 家具等重量物の転倒防止対策
 - (d) 感震ブレーカーの設置
 - (e) 消火器、バケツ等の消火用具の準備
 - (f) 最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
 - (g) 指定避難所、避難路の確認
 - (h) 指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - (i) 家庭内における地震発生時の連絡方法や避難ルールの取決め
 - (j) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
 - (k) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (災害時)
 - (a) 身の安全の確保
 - (b) テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
 - (c) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
 - (d) 自動車や電話の使用の自粛

- (e) 火の使用の自粛
 - (f) 灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
 - (g) 初期消火
 - (h) 被災者の救出、救援への協力
 - (i) 炊き出しや救援物資の配分への協力
 - (j) その他
- b 職場においてとるべき次の措置
- (平時)
- (a) 職場の防災会議による役割分担
 - (b) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備
 - (c) ロッカー等重量物の転倒防止対策
 - (d) 消火器、バケツ等の消火用具の準備
 - (e) 重要書類等の非常持出品の確認
 - (f) 防災訓練への参加
- (災害時)
- (a) 身の安全の確保
 - (b) テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
 - (c) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
 - (d) 自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
 - (e) 火の使用の自粛
 - (f) 危険物の安全確保
 - (g) 不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
 - (h) 初期消火
 - (i) 被災者の救出、救護への協力
 - (j) 職場同士の相互協力
 - (k) その他
- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。
- (3) ハザードマップ等の活用について
- 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。
- ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作

成した洪水ハザードマップを施設等の管理者へ提供する。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

イ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示などを含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

エ 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。

オ 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。

カ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

キ 地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第7節 企業防災の促進

総務課

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

町、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

2 防災意識の高揚

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

4 従業員の安全確保

事業者は、災害で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

第8節 防災訓練

全 課

災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を図るため、大規模地震を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加の下での夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況などの条件設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。訓練の方法については、努めて、人・物等を動かさず実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

- (1) 実施時期は、原則として防災の日（9月1日）又は防災週間（8月30日～9月5日）若しくは「あおもり防災ウィーク」内とする。
- (2) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を年1回以上実施するよう努める。
- (3) 訓練内容は、概ね次のとおりとする。
 - ア 災害広報訓練
 - イ 通信訓練
 - ウ 情報収集伝達訓練
 - エ 災害対策本部設置・運営訓練
 - オ 交通規制訓練
 - カ 避難・避難誘導訓練
 - キ 消火訓練
 - ク 土砂災害防御訓練
 - ケ 救助・救出訓練
 - コ 救急・救護訓練
 - サ 応急復旧訓練

- シ 給水・炊き出し訓練
- ス 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- セ 指定避難所開設・運営訓練
- ソ 要配慮者の安全確保訓練
- タ ボランティアの受入れ・活動訓練
- チ 航空機運用調整訓練
- ツ 広域医療搬送訓練
- テ その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練内容は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (11) 指定避難所開設・運営訓練
- (12) 給水・炊き出し訓練
- (13) 図上訓練
- (14) 航空機運用調整訓練
- (15) 広域医療搬送訓練
- (16) その他各機関独自の訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

4 要配慮者利用施設等における防災訓練の実施

要配慮者利用施設及び医療施設の所有者又は管理者は、災害時における情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

第9節 避難対策

総務課 建設課 福祉課 住民課

地震災害時において住家を失った住民及び地震災害に起因する水害、土砂災害火災等の二次災害危険箇所周辺の住民等を保護するため、指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図る。また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所等及び避難路についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所等及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所等及び避難路を確保する。

1 指定緊急避難場所の整備等

指定緊急避難場所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 要避難地区のすべての住民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること

イ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること

ウ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

(2) 地震火災に対する指定緊急避難場所の指定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア 大規模な火事の輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定すること

イ 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとすること

ウ 状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとすること

(3) 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

2 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図

などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意する。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安心・安全な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮する。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(1) 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、給水タンク、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

(2) 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（乳児・小児用及び大人用）、トイレトーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント、簡易ベッド（段ボールベッドを含む。）、間仕切り、暖房器具等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(3) 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、パーティション、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

町は、指定避難所における感染症対策について、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努める。また、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。

(4) 指定避難所の指定

ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とすること

イ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造及び設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易

な場所にあること

ウ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

エ 指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者（障害者、医療的ケアを必要とする者等）のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと

オ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること

カ 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

キ 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

(5) 臨時ヘリポートの確保

指定避難所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

3 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、住民等に周知し、速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

4 避難路の選定・整備

避難路の選定は、市街地の状況に応じて、住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の事項に留意して避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、弘前警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

- (1) 避難路は、概ね8 m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とすること
- (3) 避難道路は、相互に交差しないこと
- (4) 浸水等の危険のない道路とすること

また、各地域において、気候や避難路の状況を踏まえた上で、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てる。

5 避難路及び指定緊急避難場所等周辺の交通規制

地震災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、弘前警察署、中南県土整備事務所と協力し、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施する。

6 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

7 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

- (1) 指定緊急避難場所等の広報

住民に対して、指定緊急避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」へ移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

ア 避難準備の知識

イ 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

8 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(2) 避難指示等を発令する対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数、避難行動要支援者の状況

(3) 指定避難所等への経路及び誘導方法

(4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制

(5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 井戸、貯水槽等給水施設・設備、給水措置

イ 給食施設・設備、給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給措置

エ 被服、生活必需品の支給措置

オ 負傷者に対する応急救護設備、応急救護措置

カ その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

(7) 指定避難所の管理に関する事項

ア 避難受入中の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ 避難者からの各種相談の受付

オ その他必要な事項

(8) 災害時における広報

(9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開設について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

(10) ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

9 被災者支援の仕組みの整備

(1) 平常時における被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(2) 在宅避難者等支援の仕組みの検討

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) 車中泊避難者支援の仕組みの検討等

町は、やむを得ず車中泊を行う避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。併せて、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(4) 被災者の状況把握の取組における連携の検討

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

10 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

11 その他

町は、平常時及び災害時における男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割につ

いて、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

第10節 災害備蓄対策

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行う。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

(1) 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(2) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(3) 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

2 公助による備蓄

避難所における良好な生活環境の確保に資するため、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

(1) 町における備蓄

住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資のほか、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(2) 災害備蓄の詳細については別に定める青森県災害備蓄指針による。

(3) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(4) 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

第11節 火災予防対策

総務課

地震発生時の火災の同時多発等による被害を防止し、又は拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化を図る。

1 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

劇場、百貨店、病院、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては、改善の指導・勧告を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、火災予防等の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物、防災行政無線等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 火災予防運動及び建築物防災運動等の火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、当該機関における危険物容器の転落防止について

指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、住民の防火防災意識の高揚を図るため、防火クラブ等を育成指導する。

イ 少年少女に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実強化

(1) 消防計画の作成

消防機関等がその任務に基づき具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。

なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性をはじめとした団員の入団促進等に取り組むものとし、住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

4 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第12節 水害対策

総務課 建設課

地震災害に起因する水害を防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的な実施、河川の維持管理、水防資機材の整備及び水防体制の整備を図る。

1 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山対策事業
- (2) 砂防対策事業
- (3) 河川防災対策事業
- (4) 農地防災対策事業
- (5) 都市防災対策事業
- (6) 危険地域からの集団移転促進事業

2 河川の維持管理

(1) 河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

ア 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

イ 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- (ア) 洪水を調節する施設
- (イ) 洪水を分量させる施設
- (ウ) 治水上特に重要な内水排除施設又は流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

- ア 流水及び河川区域内の土地の占用
- イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
- ウ 河川における竹木等の流送

3 水防資機材の整備

水防管理団体は、水防倉庫を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。

4 水防計画の作成

指定水防管理団体の管理者は、次の事項に留意し、水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

5 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に地下街等又は主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画においてこれらの名称及び所在地を定め、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

6 防災重点ため池の緊急時における避難体制

町は、町の区域内に存する防災重点ため池の緊急時における連絡体制や避難場所及び避難経路、その他災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずる。

第13節 土砂災害予防対策

総務課 建設課

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的な実施、危険箇所の把握及び住民等への周知徹底、危険区域内における行為制限の周知徹底、土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導、土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供を図る。

1 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山対策事業
- (2) 砂防対策事業
- (3) 農地防災対策事業

2 土砂災害警戒区域等の住民等への周知徹底

土砂災害警戒区域等を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。

- (1) 国土交通省、県主催の例年6月の「土砂災害防止月間」に県で配布するパンフレット等を各世帯に配布する。
- (2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する講習会等を開催する。
- (3) 教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした土砂災害防止教育を推進する。
- (4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。

3 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう中南農林水産事務所、中南県土整備事務所と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

4 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害警戒区域等及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づ

く土地利用の制限

- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進
- (5) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における前記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (6) 民間開発事業者に対する前記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (7) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

5 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、町は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

6 盛土による土砂災害防止対策事業

県は、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第14節 建築物等対策

総務課 財政課 建設課 福祉課
教育委員会（学務課・生涯学習課）

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図る。

1 公共建築物等災害予防

防災拠点となる役場・病院、避難場所となる学校・体育館・公民館・公営住宅等の耐震性調査及び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な実施に努めるほか、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の防災上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

2 一般建築物災害予防

(1) 一般建築物の耐震性確保

町は、県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止・軽減するため、町耐震改修促進計画を策定し、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断、耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補助を行う等、耐震診断、耐震改修の促進のための措置を講じる。

(2) 窓ガラス、看板及び天井等対策

町は県と連携して、密集地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害の防止を図るため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び指定避難所等周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講じる。

(3) ブロック塀、石塀等対策

町は県と連携して、道路沿い等に設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとするよう指導する。

特に、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握するとともに、危険性のあるものについては、改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導する。

(4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策等について、分かりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

(5) エレベーターの地震防災対策

地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

3 コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第15節 都市災害対策

総務課 建設課 上下水道課

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物不燃化を図る。

1 地域地区の設定、指定

(1) 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

2 都市基盤施設の整備

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

(1) 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

(2) 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

(3) 都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

(4) 公共下水道事業・農業集落排水事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

(5) ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

3 防災拠点施設整備事業

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

4 市街地の整備

既成市街地の災害の防止のため、次の事業を推進する。

(1) 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。

(2) 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難対策、延焼防止等の都市防災を図るため、事業の推進を図る。

(3) 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業を推進する。

5 建築物不燃化対策

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

6 空家等対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

第16節 要配慮者等安全確保対策

総務課 福祉課

地震災害に備えて、住民の中でも特に障がい者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人（在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む）等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行う。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

1 要配慮者の支援体制の整備等**(1) 要配慮者に関する防災知識の普及**

町は、防災知識の普及、訓練等の機会に、住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(2) 高齢者の避難行動への理解促進

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(3) 要配慮者の支援方策の検討

町は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4) 指定避難所における連絡体制等の整備

町は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(5) 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(6) 防災訓練における要配慮者への配慮

町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成及び運用**(1) 名簿の作成**

町は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。また、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎

となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。なお、町は、災害対策基本法第49条の10第3項の規定に基づき、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を当該名簿の作成に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(2) 関係機関への名簿の提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 名簿の定期的な更新及び適切な管理

町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討し、名簿情報の適切な管理に努める。なお、町は、災害対策基本法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 個別避難計画の作成及び運用

(1) 計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

国（気象庁）は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

(2) 計画の定期的な更新及び適切な管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 被災者支援業務の迅速化・効率化

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 関係機関への計画の提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

(5) 計画に係る各種体制の整備

町は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(7) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 要配慮者利用施設の安全性の確保等

(1) 安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

(2) 計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(4) 平時からの連携

要配慮者利用施設の管理者は、平時から町、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。

(5) 防災訓練の実施、指導等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

(6) 自治体による定期的な確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第17節 防災ボランティア活動対策

総務課 住民課 福祉課 教育委員会
(生涯学習課)

地震災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

1 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。

特に、町及び町社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。

2 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し、防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 防災訓練等への参加

町は、町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入れ等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5 ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

6 防災ボランティア活動の環境整備

町等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第18節 災害廃棄物対策

住民課

地震災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図る。

1 実施内容

- (1) 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (2) 町は、県及び国と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。
- (3) 町は、県及び国と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 町は、県及び国と連携し、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第19節 積雪期の地震災害対策

建設課

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路の確保を図る。

1 総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震災害の予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、町地域防災計画（風水害等災害対策編）による雪害予防対策について、各防災関係機関が密接に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

ア 除雪体制の確立

(ア) 一般国道・県道・町道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

(イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

(2) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、降積雪の状況に応じて除雪機械の運行計画を定めておくとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の不足を補う人力除雪体制を整備する。

(3) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、次により航空輸送の確保を図る。

ア 基幹空港の除雪体制の整備

県は、除雪機械の整備等空港の除雪体制を整備する。

イ 緊急物資の受取り場所の確保

町は、孤立が予想される集落の航空輸送による物資の受取り場所の確保を図る。

3 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に

対する地域の援助体制の確立を図る。

4 積雪期の指定避難所、避難路等の確保等

市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、概ね次のような指定避難所・避難路等の確保等を図る。

(1) 指定避難所の確保等

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所を指定する。

(2) 避難路の確保

ア 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通の隘路となる箇所における消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定避難所等に到達することができるよう、積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第20節 文教対策

教育委員会（学務課・生涯学習課）

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や配慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、地震災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を地震災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人ひとりの防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3 防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をと

れるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。
- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア 通学路については、警察署、消防機関及び地元関係者等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ 災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 地震時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化・耐震化等の促進

文教施設・設備等を地震災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震性、不燃堅ろう構造化を促進するとともに、既存文教施設の耐震化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を地震災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、地震災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講

じる。

8 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される地震災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第21節 警備対策

総務課

弘前警察署長は、災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図る。

1 実施機関

住民の生命、身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、町及び関係機関の協力を得て弘前警察署長が行う。

2 措置内容

弘前警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所のほか、避難路及び指定避難所の受入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教育と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

地震災害時を想定し、町、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連絡を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、地震災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、地震災害時の混乱を未然に防止する。

第22節 交通施設対策

総務課 建設課

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努める。

1 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、震災時において避難路・緊急輸送ルート確保を早期にかつ確実に図るため、町道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震性の強化及び防災施設の整備を図る。

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア 道路法面、盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土崩落危険調査を実施する。

イ 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

ア 橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、道路橋示方書により確認しておく。

イ 橋梁の耐震補強の工事

上記アの調査に基づき、補強工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

(3) 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について次の調査、工事を実施する。

ア 横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。

イ 横断歩道橋の工事

上記アの調査に基づき、対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修工事等を実施する。

(4) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図る。

(5) 交通安全施設の耐震性の強化等

災害時において、道路交通機能を確保できるよう、交通信号機の耐震性の強化、非常電源の整備を図る。

(6) 協定の締結

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

(7) インフラ事業者等との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。

2 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるように考慮する。

第23節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

上下水道課

地震災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じる。

1 電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

ア 変電設備

- (ア) 機器、設備の整備点検
- (イ) 碍子型機器の耐震構造化
- (ウ) 保護継電装置の耐震性の強化
- (エ) 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

イ 送配電設備

- (ア) 地質に応じた基礎の採用
- (イ) 支持物巡視点検の実施
- (ウ) 不等沈下箇所の調査及び補強の促進
- (エ) 橋梁並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化

(2) 電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講じる。

ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施し、大きな地盤移動の発生が予想される地域、軟弱地盤や液状化の可能性が大きなところはできるだけ避ける。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに

に、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(3) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

- ア 観測、予報施設及び設備
- イ 通信連絡施設及び設備
- ウ 水防、消防に関する施設及び設備
- エ その他災害復旧用施設及び設備

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

資機材等の仮置場については、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市町村及び県の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力する。

(5) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(6) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ PRの方法

公衆感電事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

2 ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) ガス施設の耐震性強化

地震災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

ア 製造設備の耐震性を維持強化する。

イ 導管は、溶接鋼管、ポリエチレン管又は可撓性のある機械的接合を用いた鋼管、ダクタイル鋳鉄管に随時移行する。

ウ LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) ガス施設の災害予防措置

災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

(ア) 製造設備及びガスホルダーには、災害時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(イ) 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

(3) 応急復旧体制の整備

ア ガス漏洩通報に対する受付体制の整備

イ 消防機関、警察機関等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ 応急復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備

エ 応急復旧用資機材の整備

オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(4) 広報活動

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設

町は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 上水道施設の耐震性強化等

災害時における断水を最小限にとどめるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水施設及び送配水施設

(7) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(1) 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

オ 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見して敷設替え等の改良を行う。

カ 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

(2) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(3) 防災用施設、資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画するものとし、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(2) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分な対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(4) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

5 電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。

ア 耐震対策

(ア) 局舎、鉄塔の耐震化

(イ) 局内設備の固定、補強等

(2) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

イ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(3) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(4) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(5) 安全・信頼性強化の推進

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進に努めるなどし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

(6) 大規模災害時の通信確保対策

- ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。
- イ 常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ウ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者等に対して周知するよう努める。
- エ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6 放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の機能確保

放送機関は、災害時における住民への情報伝達ができるよう、次によりその機能を確保する。

- ア 送信所、スタジオの建物、構築物の耐震性の強化
- イ 放送設備、特に放送主系統、受配電設備、非常用発電設備等の耐震化
- ウ 放送設備等重要な設備の代替又は予備の設備の設置
- エ 火災による二次災害防止のための消防用設備等の整備
- オ 建物、構築物、放送施設等の耐震性等についての定期的な自主点検

(2) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置に

については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(3) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(4) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

7 道路管理者等との連携

電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、道路管理者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第24節 危険物施設等対策

総務課

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設での地震災害による被害の防止又は軽減を図るため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図る。

1 現況

地域内の危険物施設等は、資料6-1のとおりである。

2 危険物施設

(1) 規制

消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ 予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、地震時における火災、爆発及び漏洩等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 保安検査、定期点検
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の耐震基準に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ 危害予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、既存施設における耐震性について、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い

ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した危害予防週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ 定期自主検査

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ 防災訓練の実施

4 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備
- イ 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
- ウ 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 定期自主検査
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

5 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置

ウ 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ 防災訓練の実施

6 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、地震時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

第25節 複合災害対策

地震、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実する。

(1) 県、町及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

(2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直す。

第26節 孤立対策

災害時に孤立が想定される地区において、当該住民の生命を保護するため、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視したハード・ソフトの対策「防災公共」を推進する。

また、孤立環境に置かれた地区の住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る。

1 防災公共の推進

- (1) 町は、防災公共推進計画に位置付けた最適な避難場所・避難経路を住民に周知する。
- (2) 町は、防災公共推進計画に位置付けた施策について、効果が早期に発現されるよう、優先順位を考慮しながら実施するよう努める。
- (3) 町は、防災公共推進計画に位置付けられた施策について、進捗状況を随時把握し、管理する。また、住民等が参加する避難訓練等を防災関係機関と連携しながら実施することで避難経路・避難場所の設定が適切であるか確認するとともに、確認した結果として見直しが必要となった場合や、危険箇所の見直し等の状況の変化があった場合は、必要に応じて防災公共推進計画を修正する。

2 孤立集落の発生に備えた対策

- (1) 町は、孤立集落の発生に備えて、速やかに孤立状態の解消に資する活動ができるよう、平時から緊密に連携するとともに、訓練等の実施に努める。
- (2) 町は、孤立が想定される地域に係る次章以降の取組が円滑に行われるよう、住民の協力を得ながら、孤立の備えに積極的に取り組む。

第 3 章

災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、町が実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1節 地震情報等の収集及び伝達

全 課

防災活動に万全を期するため、地震情報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施し、災害発生の防止に努めることを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員又は警察官に通報しなければならない。

2 地震情報の種類と発表基準

(1) 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

ア 地震情報の種類、発表基準及び内容

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
	国外で発生した地震について以下のいずれかを満	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）

遠地地震に関する情報	たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

イ 情報の発表基準

- (ア) 津波警報等が発表されたとき
- (イ) 県内で震度1以上を観測したとき

3 地震情報等の伝達

(1) 地震情報等の伝達方法

ア 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により受信した地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員(代行員等)が受領する。

イ 宿日直員(代行員)が受領した場合は、直ちに総務課長に伝達する。

ウ 地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び住民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課	75-3111	庁内放送	担当課長へ	
	教育委員会	69-5010	電話	受領責任者へ	
	東消防署北分署	75-3333	電話	電話	

農政課長	つがる弘前 農業協同組 合藤崎支店	75—3320	電 話	受領責任者へ	地震情報等
	津軽みらい 農業協同組 合常盤支店	65—3111			

オ 住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

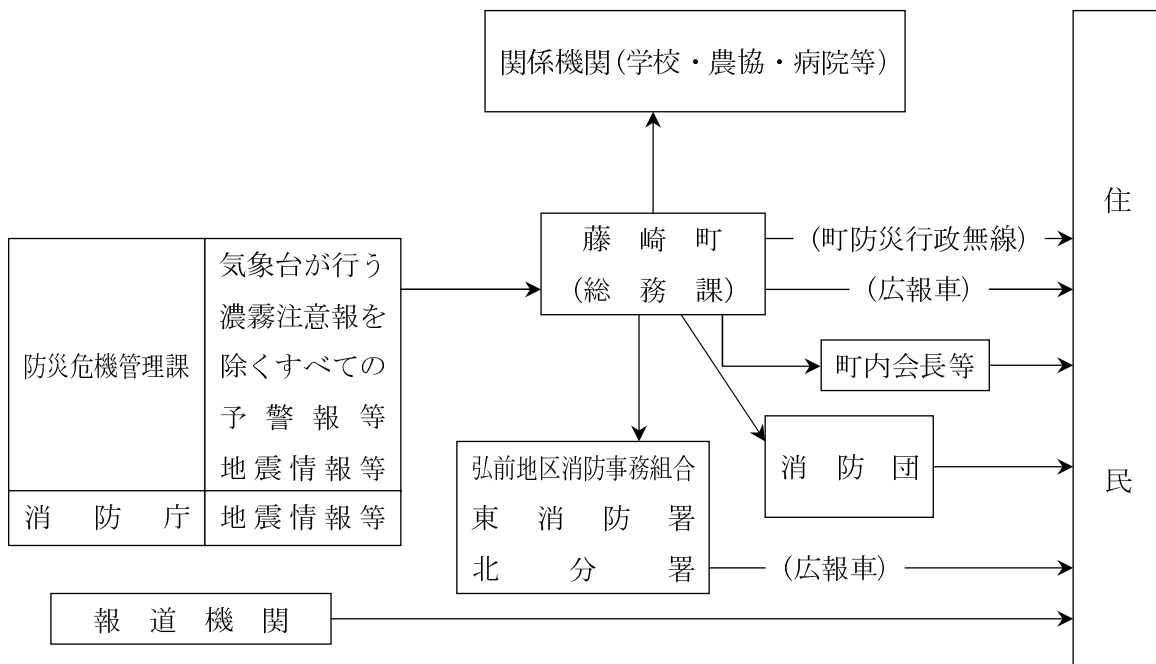
通報責任者	周 知 先	周 知 方 法	通 報 内 容
総務課長	町 民	防災行政無線（J-A L E R T等を含む。） 広報車	地震情報等

(2) 伝達手段の多重化・多様化

町は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3) 地震情報等の伝達系統

地震情報等の伝達系統は、概ね次のとおりとする。



(4) 震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークの表示装置により震度3以上を確認した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は警備員が伝達する。

(5) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、群発地震や数日間にわたり体に感じるような地震などの地象に関する事項をいう。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長、消防職員又は警察官に通報する。

イ 消防職員・警察官の通報

通報を受けた消防職員、警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ消防署、警察署に通報する。

ウ 町長の通報

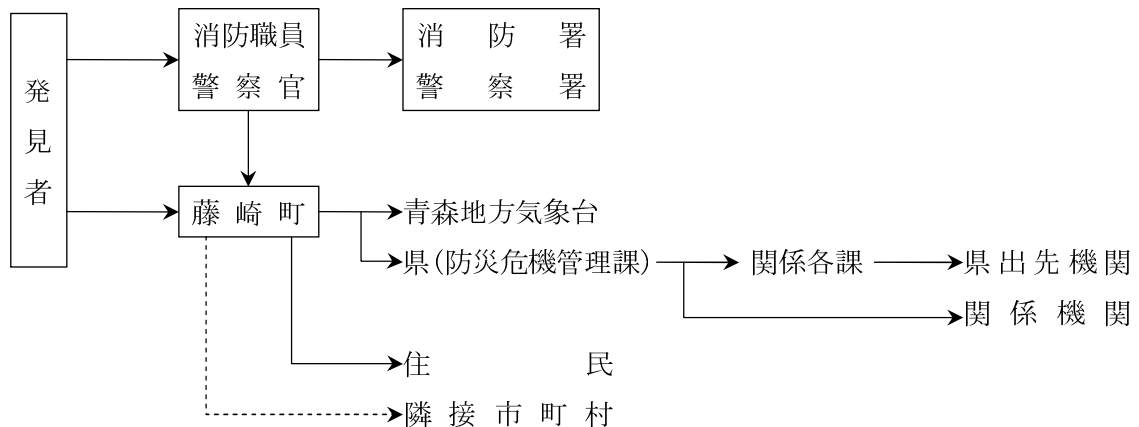
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

(イ) 県（防災危機管理課）

通報系統図



(6) 防災関係機関連絡先

防災関係機関連絡先については、資料1-1を参照のこと。

4 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力

を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。さらに、消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。また、町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・ あわてて外へ飛び出さない。 ・ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ 扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・ あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の推進

町は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きしたときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

5 北海道・三陸沖後発地震注意情報

(1) 情報発信条件

ア 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。

イ 想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

(2) 情報発信の流れ

ア 気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

(3) 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

ア 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

イ 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

(4) 情報に関する留意事項

ア 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

イ 次の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

(ア) この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するという事をお知らせするものではない。

(イ) 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。

(ロ) 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

(ハ) 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。

(ニ) モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発信されていない状況で突発的に発生することが多い。

(ホ) 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。

(ヘ) 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。

(ト) すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

(5) 情報が発信された場合の対応

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、県地域防災計画に定めるところに準じる。

第2節 情報収集及び被害等報告

全 課

災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図る。

1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県、その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

なお、「震度5強」以上を観測した場合にあっては、被害の有無を問わず第1報を消防庁に対しても直接通報する。

(1) 災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

町長は、災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員（総務課職員）をもって情報把握に当たらせるとともに、各地区ごとの情報調査連絡員（町内会長）及び消防機関の情報調査連絡員（資料5-4参照）から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

イ 災害情報の内容

- (ア) 災害発生のおそれがある場所
- (イ) 今後とろうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 町職員の巡視

災害が発生するおそれがある場合は、町職員は速やかに巡回車等により被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

エ 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、1回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

町（消防機関）は119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁）に報告する。

人的被害及び住家被害についての調査は災害救助の基礎となるものであるから各戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	
人、住家等の被害	総務課長	各地区行政連絡員
社会福祉関係被害	福祉課長	各施設の長
農業関係被害	農政課長	土地改良区、農業協同組合、商工会及び施設の管理者等
商工業関係被害	経営戦略課長	
土木関係被害	建設課長	
教育関係被害	教育委員会 学務課長 生涯学習課長	学校長、PTA会長 公民館及び体育館等施設の管理者

イ 被害状況の報告等

各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により逐次報告する。

- (ア) 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- (イ) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (ウ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- (カ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、弘前警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- (キ) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(3) 町は、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を観測した場合、被害の有無を問わず、第一報等について消防庁に対しても直接通報を行う。

組織名	回線種別	電話	ファックス
防災危機管理課	N T T 回線	017-734-9089 017-734-9181 017-734-9180	017-722-4867 017-734-8017
	防災情報ネットワーク	8-810-1-6020	文書データ伝送機能

消防庁応急 対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-18:15)	左記以外(宿直室)
	N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	90-43422	90-49102	90-49033	90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500 -90-43422	(8-)048-500 -90-49102	(8-)048-500 -90-49033	(8-)048-500 -90-49036

被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式 番号	担 当 課	県 へ の 報 告 先	
			県出先機関経由	主 管 課
被 害 者 実 態 調 査	1	総 務 課	—	—
被 害 者 名 簿	2	総 務 課	—	—
災害即報・災害確定報告	3	総 務 課	—	防災危機管理課
人・住家の被害	4	総 務 課	中南福祉事務所（電話0172—35—1622）	健康医療福祉政策課
救助の実施状況	5	福 祉 課	中南福祉事務所（電話0172—35—1622）	健康医療福祉政策課
医療施設被害	6	福 祉 課	中南保健所（電話0172—33—8521）	医 療 薬 務 課
廃棄物処理施設被害	7	住 民 課	（県出先機関経由なし）	資 源 循 環 推 進 課
防疫の実施状況	8	福 祉 課	中南保健所（電話0172—33—8521）	保 健 衛 生 課
生活衛生施設被害	8	住 民 課	中南保健所（電話0172—33—8521）	保 健 衛 生 課
水道施設被害	9	上下水道課	中南県土整備事務所（電話0172—37—2146）	都 市 計 画 課
水 稻 被 害	10	農 政 課	中南農林水産事務所	農 産 園 芸 課
りんご特産果樹被害	11	農 政 課	中南農林水産事務所	り ん ご 果 樹 課
畑作・やさい・桑樹・ 花 き 被 害	11	農 政 課	中南農林水産事務所	農 産 園 芸 課
果樹類樹体被害	11	農 政 課	中南農林水産事務所	り ん ご 果 樹 課
畜産関係被害	12	農 政 課	中南農林水産事務所	畜 産 課
農業関係共同 利用施設被害	13	農 政 課	中南農林水産事務所	構造政策課、農産園 芸課、りんご果樹 課、畜産課

農業関係非共同利用施設被害	14	農政課	中南農林水産事務所	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品等被害	15	農政課	中南農林水産事務所	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	16	農政課	中南農林水産事務所	農村整備課
商工業・観光施設被害	17	経営戦略課	(県出先機関経由なし)	経済産業政策課、観光政策課
土木施設被害	18	建設課	中南県土整備事務所	河川砂防施設課、道路課
文教関係被害	19	学務課 生涯学習課	中南教育事務所	教育庁教育政策課
福祉施設被害	20	住民課 福祉課	中南福祉事務所(電話0172-35-1622)	健康医療福祉政策課
その他の公共施設被害	21	建設課	—	担当課

(4) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で所定の様式(様式1~4参照)により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には被害報告様式により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- (ウ) 指定避難所の開設状況
- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の収容状況
- (キ) 観光客等の状況
- (ク) 応急給食給水の状況
- (ケ) その他
 - a 町以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - b 町以外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - c その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は、次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	負 傷 者 重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものとする。 ○重傷者 1か月以上の治療を要する見込みのもの ○軽傷者 1か月未満で治癒できる見込みのもの
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	全壊（焼）流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。 地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。 急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法第2条第1項第2号に規定する下水道及び全体計画区域内で発生した都市浸水被害（外水氾濫のみに起因するものを除く）とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に	

		よる補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・ 戸数を報告する。又は棟数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- ・ 損壊とは、住家の被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

- ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。
- イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線

通信設備等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

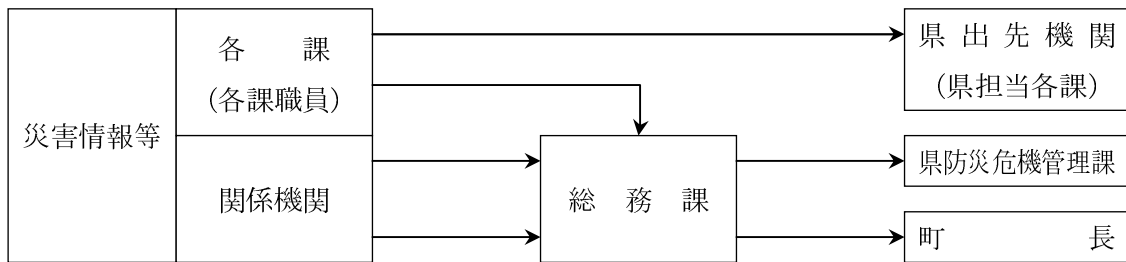
イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

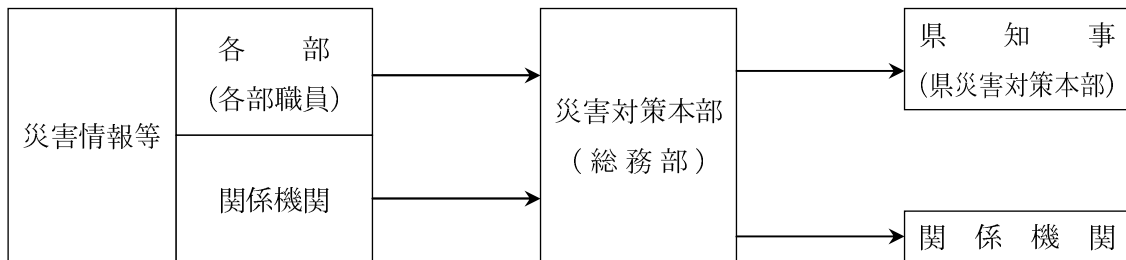
エ 県への報告に当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

5 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



第3節 通信連絡

総務課

地震災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても、対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 通信連絡手段

町は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む。）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告又は通報しておく。

4 通信連絡

- (1) 青森県防災情報ネットワーク
光回線や衛星携帯電話回線等により、県、市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。
- (2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用
ア 災害時優先電話
⑦ 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、NTT東日本株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ 非常・緊急扱い電報

災害時において、通信設備が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
NTT東日本(株) 青森支店	非常電報 緊急電報	藤崎町役場 75-3113 75-3114	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み受付番号は115番 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等施設の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話施設を利用して通信を確保する。

ア 町有無線設備

町有無線設備（資料5-1参照）は、別に定める無線運用要綱に基づいて運用する。

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信等を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、概ね次に掲げる防災関係機関の無線通信施設を利用するものとし、この利用に当たって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	町連絡責任者	備 考
消 防 無 線	弘前地区消防事務組合 消防本部	弘前市大字本町2-1	総務課長	
警 察 無 線	弘 前 警 察 署	弘前市大字八幡町三丁目3-2	総務課長	交番、駐在所の設備を含む
東北電力無線	東北電力ネットワーク	弘前市大字本町1	総務課長	※東北地方非常通信協

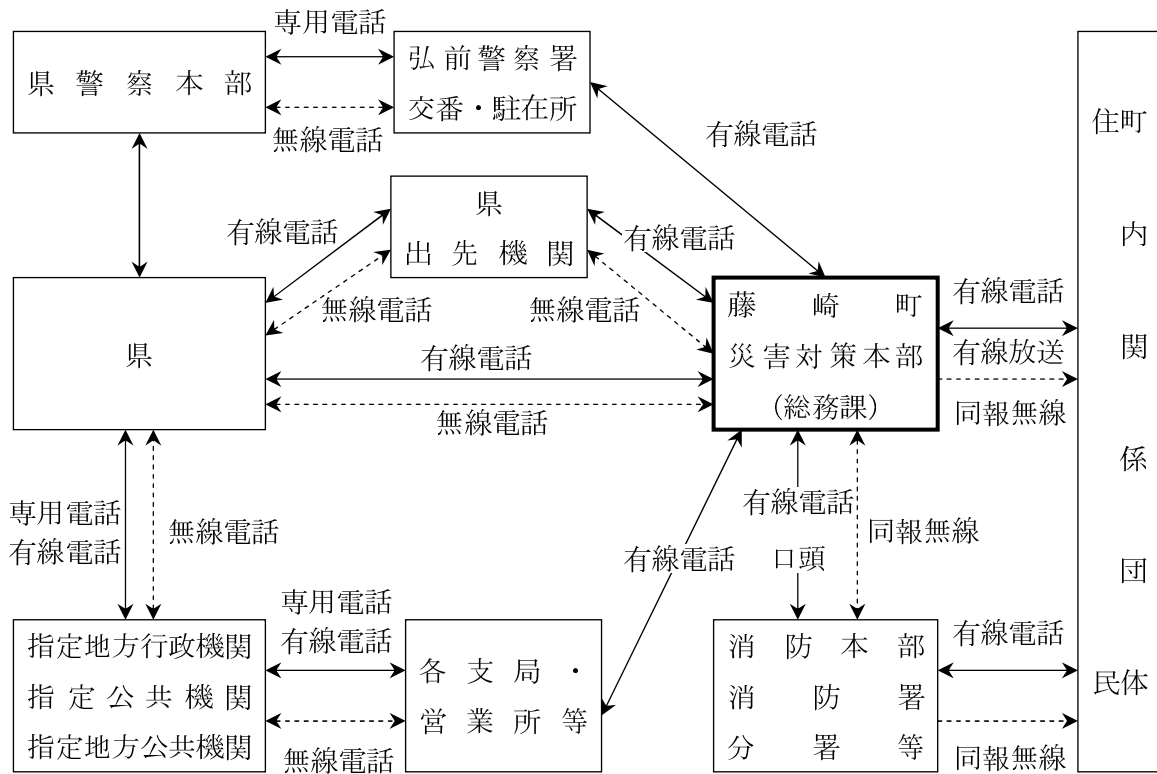
	(株)弘前電力センター			議会設定ルート
国土交通省無線	国土交通省青森河川国道事務所藤崎出張所	藤崎町大字藤崎字村井36-1	総務課長	
N T T 東日本(株)無線	N T T 東日本(株)青森支店	青森市橋本二丁目1-6	総務課長	
タクシー無線	藤崎タクシー	藤崎町大字常盤字四西田101-1	総務課長	

(4) 専用通信施設の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、概ね次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとし、利用に当たって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	町連絡責任者	備考
警察電話	弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁目3-2	総務課長	交番、駐在所の設備を含む
気象電話	青森地方気象台	青森市大字花園一丁目17-19	総務課長	
鉄道電話	J R 弘前駅	弘前市大字表町1-1	総務課長	
電気事業者電話	東北電力ネットワーク(株)弘前電力センター	弘前市大字本町1	総務課長	

5 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

総務課 経営戦略課 住民課 福祉課
常盤出張所

地震災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

1 実施責任者

- (1) 町長は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する担当を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法
総務部 経営戦略部	総務課長	住 民	広報車、防災行政無線、インターネット
		報 道 機 関	口頭、文書
	経営戦略課長	防 災 関 係 機 関	有線電話、無線電話
		庁 内	庁内放送、庁内電話

3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行う。
- (2) 町の実施する広報は、経営戦略課長に連絡する。
- (3) 経営戦略課長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難指示等の発令状況
 - オ 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ 防疫に関する事項
 - キ 火災状況
 - ク 指定避難所、医療救護所の開設状況
 - ケ 給食、給水の実施状況
 - コ 道路、河川等の公共施設の被害状況

- サ 道路交通等に関する事項
- シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ス 一般的な住民生活に関する情報
- セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- ソ その他必要な事項

(5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- ア 報道機関への発表資料は経営戦略課長が取りまとめる。
- イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。

(6) 住民への広報

住民に対する広報は、次の方法により、迅速、的確に行う。

- ア 防災行政無線による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 報道機関による広報
- エ 広報紙の掲示、配布
- オ 指定避難所への職員の派遣
- カ その他インターネットのホームページや防災メール、アマチュア無線の活用等

4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が終息したときは、必要に応じ、住民課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努める。
- (3) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- (4) 町は、県及び国と連携し、在日・訪日外国人に対して、地震情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

第5節 自衛隊災害派遣要請

総務課

地震災害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合は、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請する。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請に係る事務手続については、町長が行う。

2 災害派遣の要件

自衛隊は、次の場合救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 災害に際し、人命又は財産の保護のため、知事等災害派遣要請権者から要請があった場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

災害派遣命令者（指定部隊の長）が、知事等の要請を待つことなく災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること
- エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

この場合においても、災害派遣命令者（指定部隊の長）は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣後に知事等から要請があった場合には、この時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

3 災害派遣の要請手続

- (1) 要請連絡先

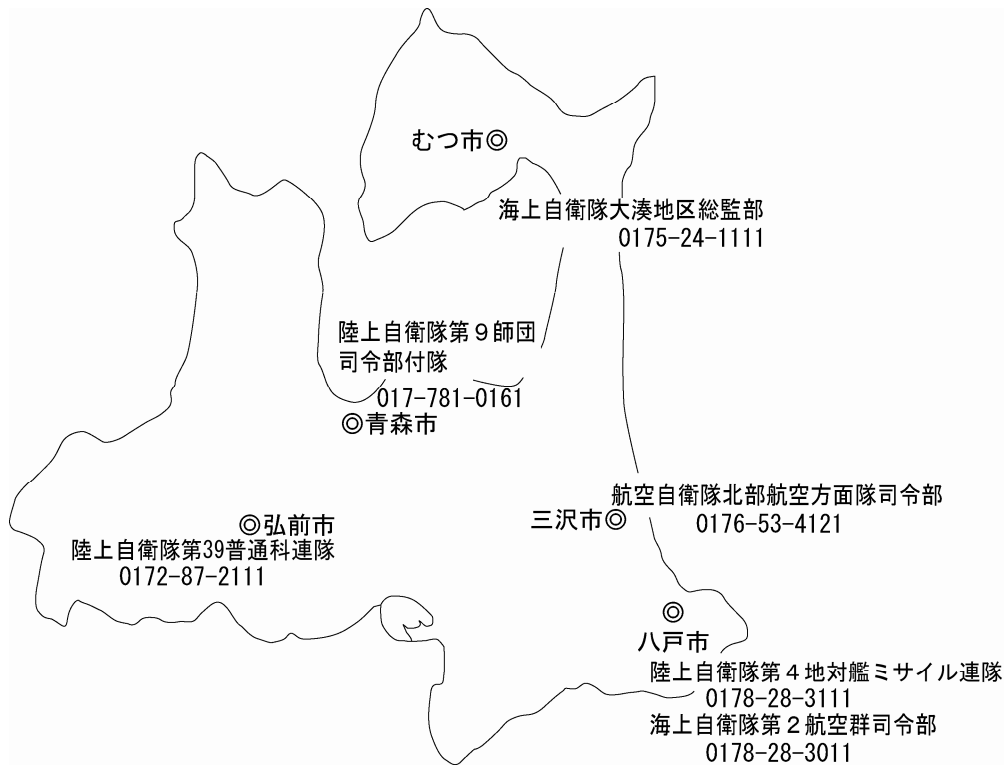
町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請を依頼する。

- ア 災害全般 知事
- イ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（弘前駐屯地）の長等に通報する。

また、町長は、知事への依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を弘前駐屯地司令長に通知する。

派遣要請先及び指定部隊の位置



(2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ なお、町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請の要求は文書（様式71参照）によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

エ 知事は、上記の申し出を受け必要と認めた場合、自ら収集した情報に基づき必要と認めた場合及び市町村の通信途絶の状況等から判断し必要と認めた場合、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整

備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定（資料9-4参照）
- (6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

（様式72参照）

6 経費の負担

町長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県道路公社が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、町長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第6節 広域応援

総務課

地震災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずる。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

2 応援の要請等

(1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

(資料3-1参照)

イ 消防については、個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。

ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県土整備部長）へ応援を要請する。(資料3-5参照)

(2) 町長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう依頼する。

(3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮する。さらに、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(4) 町長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずる。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
消防相互応援協定	昭和30年7月25日	弘前市	

(町単独)	昭和43年1月31日	板柳町	火災、水害、その他
	昭和43年2月7日	田舎館村	

3 防災関係機関等との応援協力

- (1) 町長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等に応援協力を依頼しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。
- (2) 防災関係機関、関連事業者等の連絡責任者は、**資料1-1**のとおりである。

第7節 航空機運用

総務課

大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行う。

1 実施責任者

県防災ヘリコプター等の運航要請は、町長及び弘前地区消防事務組合消防長が行う。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

- (ア) 被害状況の把握と伝達
- (イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

イ 捜索・救助・救出活動

ウ 搬送活動

- (ア) 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）
- (イ) 救援隊・医師等の人員搬送
- (ウ) 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）
- (エ) 応急復旧用資機材等の搬送
- (オ) 孤立地域からの被災者の搬送

エ 広報活動

- (ア) 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）
- (イ) 民心安定のための広報

オ その他の活動

- (ア) 林野火災等の空中消火
- (イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

イ 搬送活動

- (7) 救急患者の県外医療機関への搬送
- (イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

- ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保
- イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- ウ ヘリコプターの離着陸に関わる調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）
- エ ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）
- オ その他必要な活動（管理施設の提供等）

3 県防災ヘリコプターの運航

(1) 緊急運航の要件

県防災ヘリコプターの行う消防防災業務のうち、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動に係る運航（以下「緊急運航」という。）は、原則として、次の要件を満たす場合に行う。

- ア 「公共性」 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- イ 「緊急性」 差し迫った必要性があること
- ウ 「非代替性」 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

(2) 緊急運行の活動内容

ア 災害応急対策活動

- 被害状況の偵察、情報収集等
- 救援物資、人員等の搬送
- 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等

イ 火災防御活動

- 林野火災における空中消火
- 偵察、情報収集
- 消防隊員、資機材等の搬送等

ウ 救助活動

- 中高層建築物等の火災における救助等
- 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
- 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

エ 救急活動

- 交通遠隔地からの傷病者搬送等

(3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

ア 転院搬送

NO.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外離着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

イ 救助事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外離着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

ウ 火災事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外離着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者 連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(4) 受入態勢

町長又は弘前地区消防事務組合消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

第8節 避難

総務課 住民課 福祉課 教育委員会 (学務課・生涯学習課)

地震災害が発生した場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護する。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに避難所の開設及び受入保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長又は教育長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
町 長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・災害対策基本法第60条
自 衛 官	災害全般（ただし、警察官がその場にはいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者(町長)	洪水による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実 施 責 任 者	内 容 (要 件)	根 拠 法
	災害全般	

町長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上的場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、町長及び警察官がその場にいないとき	・災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・消防法第28条 ・消防法第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第21条

2 避難指示等及び報告・通知

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約1分	約5秒	約1分
	○ ———	休 止	○ ———

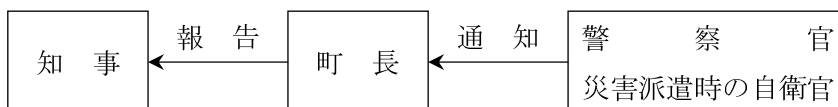
- (イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- (ロ) 防災行政用無線により伝達する。
- (ハ) 広報車により伝達する。
- (ニ) 情報連絡員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (ホ) 電話により伝達する。
- (ヘ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ヘ) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）

イ 町長等の避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- (ア) 避難が必要である状況、避難指示等の理由

- (イ) 危険区域
 - (ウ) 避難対象者
 - (エ) 避難路
 - (オ) 避難所
 - (カ) 移動方法
 - (キ) 避難時の留意事項
- (2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難指示等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

a 避難指示等を発令した場合

- ・災害等の規模及び状況
- ・高齢者等避難・避難指示
- ・避難指示等を発令した日時
- ・避難指示等の対象地域
- ・対象世帯数及び対象人数
- ・避難所開設予定箇所数

b 避難指示等を解除した場合

- ・避難指示等を解除した日時

(イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を弘前警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を弘前警察署長に通知する。

イ 避難指示等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知する。

3 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内会などの単位とする。

イ 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は

自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

4 指定緊急避難場所の開放

町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

5 指定避難所の開設

(1) 開設に先立って、指定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

(2) 避難者を受け入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

(3) 町は、避難指示等が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

(4) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

(5) 避難者の受入れに当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し、避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

また、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。

(6) 避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

- (7) 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (8) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (9) 町長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。
- ア 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- イ 指定避難所では、開設当初からのパーティション及び段ボールベッド等や簡易ベッドを設置するなどしてプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。
- また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ウ 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。
- エ 避難者の健康状態を把握するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。
- オ 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。
- 特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- カ 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- キ 指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- ク 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運

営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ケ 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

コ 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。

避難者の受入時・受入中は、定期的な健康確認を行い、感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受ける。

なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底する。

6 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

7 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

8 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図ると

もに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

9 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

10 訪日外国人旅行者対策

町は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

11 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき他市町村に対して、避難所の開設についての応援を県に要請する。
- (3) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (4) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (6) 町は、広域避難に当たっては、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努める。
- (7) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、又は他都道府県の市町村への避難については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (8) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (9) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、町は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

12 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第9節 消防

総務課

大規模地震において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行う。

1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、弘前地区消防事務組合消防長が行う。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する 경우가多く、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定され、その際にはすべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、弘前地区消防事務組合消防長は消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、弘前地区消防事務組合消防長は、医療機関、南黒医師会、日本赤十字社青森県支部、弘前警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5 町消防計画

震災時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援を含む具体的対策等については、町消防計画による。

6 応援協力関係

町は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第10節 水防

総務課 建設課

地震災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期する。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（水防管理者）が行う。

2 監視、警戒活動

地震による洪水の発生が予想されるときは、町長（水防管理者）は、安全を確保した上で、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、地震による洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

7 応援協力関係

- (1) 町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）等に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。
- (2) 水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第11節 救出

総務課 福祉課

地震災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

- (1) 町長（弘前地区消防事務組合消防長） ※災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は捜索を実施する。

2 救出方法

- (1) 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請依頼を行うほか、町内土木建設業者等（資料10-1、10-2参照）に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防機関は、福祉課の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
藤 崎 町	総 務 課	藤崎町大字西豊田一丁目1	75—3111
弘 前 警 察 署	警 備 課	弘前市大字八幡町三丁目3—2	32—0111
東 消 防 署 北 分 署		藤崎町大字藤崎字中豊田7—3	75—3333

6 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3—1参照）等に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第12節 食料供給

総務課 財政課 福祉課 教育委員会
(生涯学習課)

地震災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じる。

1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し、米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

- ア 炊き出し担当は、福祉課とする。
- イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア 指定避難所に避難している者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失あるいは土砂に埋まることにより炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ 旅行者、一般家庭の来訪者、列車の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
なお、旅客鉄道事業者等が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。
- オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

- ア 主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
- イ 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量は概ね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

- ・エネルギー 1,800～2,200kcal
- ・たんぱく質 55g以上
- ・ビタミンB₁ 0.9mg以上、ビタミンB₂ 1.0mg以上、ビタミンC 80mg以上

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果を基に、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、資料11-5のとおりである。

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

団 体 名	所 在 地		電話番号	備 考
藤 崎 町 婦 人 会	藤崎町大字常盤字 三西田35-1	藤崎町教育 委員会 生涯学習課内	65-3100	
日本赤十字社藤崎町奉仕団 藤崎町食生活改善推進員会	藤崎町大字西豊田 一丁目1	藤崎町役場 福祉課内	75-3111	

3 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、財政課とする。

(2) 食料の確保

ア 町長は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織等を通じて啓発する。

イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や咀嚼しやく・嚥下に配慮した食品、慢性疾患や食物アレルギー対応した食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 流通在庫備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

エ 町は、避難所における慢性疾患や食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメ

ントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(3) 米穀の調達

ア 応急用米穀

町長は、炊き出し及びその他の食品の供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事（中南農林水産事務所）に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

町長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産大臣に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事に斡旋を要請する。

イ 副食、調味料等の調達

町長は、副食、調味料等の供給を行う必要がある場合、副食、調味料等生産者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事に斡旋を要請する。

要請により、知事は、災害時応援協定締結業者等や農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて国や協定締結事業者等に要請して調達し、町に供給する。

ウ 副食、調味料等の調達先は、資料11-2である。

(5) 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、資料11-4のとおりとする。

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当

食料品の配分担当は福祉課とする。

(2) 配分要領

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として供給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行う。

5 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3－1参照）等に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 給水

上下水道課

地震災害により、水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じる。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 飲料水の確保及び給水

(1) 給水担当

給水担当は、上下水道課とする。

(2) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断滅水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。（給水可能数量 1,751m³/日）

イ 緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

（給水可能数量 48m³/日）

オ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

3 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、国（国土交通省）、県又は隣接市町村に対し調達の斡旋を要請する。

イ 町が保有する給水資機材は、次のとおりである。

区 分	容 量	数 量	保 管 場 所
ポリ容器	20 L	30	西豊田浄水場
飲料水袋	10 L	610	西豊田浄水場
給水タンク	1,500 L	2	常盤浄水場
給水タンク	1,000 L	1	西豊田浄水場

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

名 称	所 在 地	貯 水 量
西豊田浄水場（配水池）	藤崎字西豊田55—3	1,600m ³
常盤浄水場（配水池）	常盤字五宮本27—1	1,244m ³

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者の斡旋を要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア 配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

イ 飲料水最低量確保

5 応援協力関係

(1) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（県土整備部長）へ応援を要請する。

(2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事に自衛隊の派遣を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 応急住宅供給

建設課

地震災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を設置し、又は被害住家を応急修理し、被災者の救済を図る。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅等の建設及び被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

3 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト（資料10-5参照）から次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

(2) 建設方法

建設は、直接又は建設業者に請け負わせて行う。

(3) 供与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅の斡旋を積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(4) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。

(5) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の既存住宅ストックの積極的な活用を図る。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

4 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を推進する。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者若しくは大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 方法

(ア) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

5 建築資材及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築等は、建設課が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、町内の関係業者（資料10-1参照）とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、県に対し資材の斡旋を要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設等に必要な建築技術者について、町内の建築技術者（資料10-1参

照)とあらかじめ協議し、確保する。

町内で建築技術者が確保できない場合は、県に対し斡旋を要請する。

6 住宅の斡旋体制

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるようあらかじめ体制を整備する。

7 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修繕が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修繕の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」(資料3-1参照)に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

総務課 財政課 住民課

被災地の住民が地震災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施する。

1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、町長（災害救助法が適用された場合は知事）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、弘前警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、町職員、警察官、消防吏員、消防団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 遺体発見者
- ウ 搜索年月日
- エ 搜索地域
- オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- カ 費用

3 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 遺体の処理の方法

- ア 弘前警察署は、医師等の協力を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認等を行う。
 - イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
 - ウ 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
 - エ 大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、町は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能な公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。
- 町は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管する。

名 称	所 在 地	管理者	施設面積	収容可能人員
西中野目地区体育館	大字西中野目字池田111—1	藤崎町	786㎡	260人
小畑地区体育館	大字小畑字福元28—1	藤崎町	776㎡	250人

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時受入場所及び受入期間
- ク 費用

4 遺体の埋火葬

(1) 対 象

災害時の混乱の際に死亡した者で、概ね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であるとき
- イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき
- ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき
- エ 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 実施方法

- ア 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、埋火葬の方法は原則として火葬とする。埋火葬は、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

イ 縁故者の判明しない焼骨は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

(3) 火葬場所

火葬場所は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	炉 基 数	備 考
藤 崎 町 斎 場	藤崎町大字藤崎字唐糸27	2 基	

(4) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 埋火葬年月日

ウ 死亡者の住所、氏名

エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋火葬品等の支給状況

カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）等に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ斡旋を依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 障害物除去

総務課 建設課

地震災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去する。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ 国は道路管理者である県及び町に対し、県は道路管理者である町に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするた

め、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。
オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

カ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

キ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適切な場所とする。
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所とする。

4 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者（資料10－2参照）等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、本章第21節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、資料10－3のとおりである。

5 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3－1参照）に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

財政課 福祉課

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じる。

1 実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事又は知事から委託を受けた町長）が行う。

2 確保

- (1) 町は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。
- (3) 町は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、財政課とする。

(2) 調達方法

町内の災害時応援協定締結業者等から調達するが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、災害の態様、物資の数量等を勘案してその都度適地を選定する。（資料11-4参照）

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

給（貸）与担当は、福祉課とする。配分基準は、民生委員、被災者代表等を構成員とする配分委員会に諮り決定する。

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身廻品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料

ケ 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

(4) 配分方法

ア 町は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

イ 災害救助法が適用された場合及び法外援護の適用基準に達した場合、県は、市町村の被害状況及び世帯別構成人員等の報告に基づき、配分基準の決定を行う。市町村は、この決定に基づき、配分する。

なお、被災者多数のため手続きまで相当の期間を要する場合は、被災者に最も必要な物資を一時貸与し、後日支給に切り替える。

5 応援協力関係

町長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事に自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第18節 医療、助産及び保健

福祉課

地震災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の健康管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた町長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施**(1) 対象者**

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ 保健の対象者
 - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
 - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - (エ) 避難所や自宅等における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院・入所
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク 栄養相談指導

(3) 実施方法**ア 医療**

救護班により医療に当たるが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

イ 助産

上記アに準じる。

ウ 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、編成し行う。(資料 8-4 参照)

(5) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、資料 8-1 のとおりである。

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等は、救護班において、町内の関係業者(資料 8-2 参照)から調達する。

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達斡旋を要請する。

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、本章第20節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

町内の医療機関は、資料 8-3 のとおりである。

6 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

7 応援協力関係

(1) 町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」(資料 3-1 参照)に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事に自衛隊の災害派遣(助産を除く。)や、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を含め応援を要請する。

また、町は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、町を応援する県保健医療福祉現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療福祉現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療福祉現地調整本部及び県保健医療福祉調整本部にて行う。

(2) 町、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター等は、町及び県に対して適宜助言を行う。

(3) 町及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第19節 被災動物対策

住民課 農政課

災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、次のとおり応急措置を講じる。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康医療福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。

2 実施内容

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益財団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第20節 輸送対策

総務課 財政課

地震災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施する。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた町長）が行う。

2 実施内容

(1) 車両等の調達

輸送対策担当は、総務課及び財政課とする。

町は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うが、不足する場合は次の順序により調達する。

- ア 公共的団体の車両等
- イ 運送業者等営業用の車両等
- ウ その他の自家用車両等

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 負傷者等の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援物資の輸送
- カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市町村が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間業者の管理する施設を把握しておく。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運営できるよ

う、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

ア 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を資料9-4のとおり定めておく。

エ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。併せて、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。

緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。併せて、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況については次のとおりである。

所有者	登録番号	車種	乗車定員	保管場所	担当課
藤崎町	青森 800 す 7295	三菱 エクリプスクロス	5人	藤崎町大字西豊田一丁目1	総務課

3 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づく他市町村への応援又は知事へ自衛隊の派遣を含めた応援を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第21節 労務供給

総務課 福祉課 教育委員会（生涯学習課）

地震災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町内会等の住民組織及び奉仕団の協力、労務者の雇用により、必要な要員を確保する。

1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任を受けた町長）が行う。
- (2) 町長が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の活用を図る。

- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、町婦人会、高等学校、大学及びその他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。

イ 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ 奉仕団等の現況

町内における奉仕団体等の現況は、次のとおりである。

団 体 名	連絡先	電話番号
藤崎町婦人会	生涯学習課	65—3100
日本赤十字社藤崎町奉仕団	福祉課	75—3111

- (3) 労務者の雇用

ア 労務者の雇用

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等を操作する労務者を含む。）

- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等进行操作する場合及び浄水用医薬品等の配布に要する場合を含む。）
 - (オ) 救援物資の整理、輸送及び配分
 - (カ) 遺体の捜索及び処理
- イ 労務者の雇用は、原則として弘前公共職業安定所を通じて行う。
- ウ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名称	管理者	所在地	施設概況	収容可能人員	備考
藤崎老人福祉センター	町社会福祉協議会長	藤崎町大字西豊田一丁目3	温泉・調理室	50人	
常盤老人福祉センター	町社会福祉協議会長	藤崎町大字常盤字富田70—1	温泉・調理室	40人	

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急措置を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、別表のとおりである。

4 労務の配分計画等

- (1) 労務配分担当は、総務課とする。
- (2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務課長に労務供給の要請を行う。

イ 総務課長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

- (1) 職員の派遣要請及び斡旋要求

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ 町長は、要請先に適任者がいないなどの場合、知事へ職員の派遣について斡旋を求める。

- (2) 応援協力

町長は、応急措置を実施するための労働力が不足する場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事に応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

別表

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生を防止し、被害の拡大を防止するための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (災害対策基本法 第72条第2項)	従事命令 協力命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれら者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 自動車運送事業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式原施行細則第9条、第11条)	災害救助法施行令に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
2	災害救助作業 被災者の救難、救助その他保護に関する事項	知事 東北運輸局長	災害救助法 第24条第1項 災害救助法 第24条第2項 災害救助法第25条	従事命令 協力命令	救助を要する者及びその近隣者 1と同じ 輸送関係者 (1の(6)～(7)に掲げる者)	公用令書を交付	県規則に定める額を支給	
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長 警察官 災害派遣を命ぜられた部隊等の目衛官	災害対策基本法 第65条第1項 災害対策基本法 第65条第2項 災害対策基本法 第65条第3項	従事 従事	市町村の区域内の住民又は応急措置を實施すべき現場にある者			市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、者に係る額の定める額)
4	消防作業	消防団員	消防法第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3と同じ
5	水防作業	水防団長 水防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3と同じ

第22節 防災ボランティア受入・支援対策

総務課 福祉課

地震災害時において町の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受入れや支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て町長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

町は、災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 町災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 防災ボランティア活動用資材や食料等（炊き出しを含む）の調達を行う。

キ 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

ク 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う町、県等関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 町は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 町等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の人員費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第23節 防疫

住民課 福祉課 農政課 上下水道課

地震災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施する。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 災害防疫実施要綱

(1) 防疫班の編成

福祉課は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職員、奉仕団、臨時の作業員をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設け、防疫対策を実施する。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 1～3班	1班当たり 3名	感染症予防のための防疫措置	<ul style="list-style-type: none"> 班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

区分	構成		備考
	班長	班員	
1班	1名	2名	<ul style="list-style-type: none"> 収容にあたっては、特別班を編成する。 各班は状況に応じて共同作業を実施し、中南保健所の指示に従う。
2班	1名	2名	
3班	1名	2名	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導の下に、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、防災行政用無線、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「法」という。)第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとし、実施に当たっては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配布し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) 昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施するものとし、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに中南保健所へ連絡するとともに入院勧告の措置に協力する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

(8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、昆虫等駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南保健所長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南保健所長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南保健所長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南保健所長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア 被害状況報告書

- イ 防疫活動状況の報告
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 消毒方法に関する書類
- オ 昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達は、知事に斡旋を要請する。

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要綱」による。

3 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事に自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

総務課 住民課

地震災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の収集・処理業務及び環境モニタリング調査等を行う。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の収集・処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

ごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、弘前地区環境整備センター等（資料12-1参照）のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処分等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。
- (エ) 不燃性で再資源化ができないごみは、市町村等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(2) し尿の処理

ア し尿の収集・運搬及び処分

- (ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者（資料12-3参照）を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (イ) し尿の収集は、各戸のトイレが使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (ウ) 収集したし尿は、津軽広域クリーンセンターにおいて処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処理する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

ア ごみ処理（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員のうち1名は班長である。）

班名	責任者	班員	地域分担	処理場
第1班	住民課長	42名	全域	弘前地区環境整備センター

イ し尿処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員のうち1名は班長である。）

班名	責任者	班員	地域分担	処理場
第1班	許可業者	21名	随時	津軽広域クリーンセンター

(4) ごみ及びし尿処理施設

ごみ及びし尿の処理施設は、資料12-1及び12-2のとおりである。

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。）の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、中南保健所に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

3 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」（資料3-1参照）に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請す

る。

4 環境汚染防止

町は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第25節 建築物等の応急危険度判定

建設課

被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

1 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 応急危険度判定

町長は、応急危険度判定士が建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

3 応急危険度判定体制の確立

町長は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請・登録に協力する。

4 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市町村の活動の支援に努める。

5 応援協力関係

町は、自ら又は町内の応急危険度判定士によっても建築物等の応急危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村へ応援を要請する。

第26節 金融機関対策

総務課 税務課

地震災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力する。

2 応援協力関係

町長は、り災者による預金払戻し等に必要なり災証明書の円滑な発行に努める。

第27節 文教対策

教育委員会（学務課・生涯学習課）

地震災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）及び町教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校内等における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行う。

2 実施内容

- (1) 地震に関する警報・情報等の把握並びに避難の指示
 - ア 校長は、地震災害が発生した場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、地震に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
 - イ 配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

町教育委員会は、県教育委員会及び県（県民活躍推進課）との連携の下、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

 - ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）
 - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
 - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。
 - オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、授業を行う学校の代替予定施設は、次のとおりとする。

（令和7年5月1日現在）

学 校 名	児童生徒数（人）	予 定 施 設 名	所 在 地	収容能力（人）
藤 崎 小 学 校	172	ふれあいずーむ館	大字藤崎字中 村井21—1	467
藤崎中央小学校	214	スポーツプラザ藤 崎	大字西豊田一 丁目1	2,649
藤 崎 中 学 校	190			

常盤小学校	285	農業者トレーニングセンター	大字常盤字三西田32	300
		常盤生涯学習文化会館	大字常盤字三西田35—1	100
明徳中学校	157	明徳中学校体育館	大字常盤字一西田21—1	395

カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することや授業を継続実施することが児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア 町立学校等

町教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに町教育委員会に報告する。

(4) 学用品の調達及び給与

町長は、児童生徒等が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

イ 学用品の種類等

- (ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
- (イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

- (ア) 教科書の調達
教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。
- (イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達
教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、町内業者等（資料13-1参照）から調達する。なお、町教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(7) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

校長及び町教育委員会は、被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施する。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3 教育施設の現況

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	所 在 地	教室数 (普通・特教)	教員数 (人)		児 童 生徒数 (人)	屋内体育 施設面積 (㎡)	応急の教育 時収容可能 人員数(人)
			男	女			
藤崎小学校 (2階建)	大字藤崎字西村井5 —1	10	7	8	172	1,323	800
藤崎中央小 学校 (2階建)	大字水沼字浅田11	10	8	10	214	1,058	640
藤崎中学校 (2階建)	大字藤崎字西豊田90 —1	10	15	6	190	1,839	1,110

常盤小学校 (2階建)	大字常盤字三西田23	15	7	15	285	1,469	890
明德中学校 (3階建)	大字常盤字一西田21 —1	10	7	9	157	1,797	1,080

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施調達について、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」(資料3-1参照)等に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第28節 警備対策

総務課

地震災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行う。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、弘前警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 弘前警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

3 応援協力関係

町及び自主防犯組織は、県警察の実施する警備活動に協力する。

第29節 交通対策

総務課 建設課

地震災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行う。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、弘前警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況の把握

- ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- イ 道路管理者等は、住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

- ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
- イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
- エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、迂回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」(資料3-1参照)に基づき他市町村への応援を県に要請する。

第30節 電力、ガス、上下水道、電気通信、放送施設対策

総務課 上下水道課

地震災害が発生した場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力、ガス、上下水道、電気通信、放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置を講じる。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

- (1) 電力施設応急措置（東北電力ネットワーク㈱弘前電力センター）

ア 応急復旧

災害時には、社員及び工事会社を動員するとともに、工事会社及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切り替え等により電力供給確保に努める。

イ 県、市町村等への協力要請

復旧仮設用地、資機材置場及び臨時駐車場の緊急確保が困難な場合は、県、市町村等に協力依頼し、確保に努める。

ウ 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ 二次災害の予防措置

(7) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(i) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

オ 広報

被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(7) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(1) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク(株)弘前電力センターに通報すること。
- c 断線垂下している電線に絶対さわらないこと。
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木の伐採や倒壊建造物等を除去するときは、速やかに東北電力ネットワーク(株)弘前電力センターに連絡すること。

(2) ガス施設応急措置

ア ガス施設の災害対応

ガス事業者は、ガス施設の被災状況に応じて、製造・供給の停止、休止、継続を的確に行う。

イ 復旧体制

ガス事業者は、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等に応援を要請する。

ウ 応急復旧

(ア) 被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するに当たっては、全戸の個別確認の上慎重を期する。

(イ) 災害の状況により、供給可能な地域は、供給系統を変え、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

エ 二次災害の防止

ガス事業者は、災害時には被災地域のガス供給停止又は供給制限により二次災害の防止と周辺地区の安定供給を図る。

オ 広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(3) 上水道施設応急措置

ア 飲料水の確保

水道事業者は、飲料水の確保に努める。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

イ 復旧体制

水道事業者は、被災施設の復旧計画を早急に策定し、機能回復を図るため、工事施工業者などと連絡を密にして緊急体制をとる。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

ウ 応急復旧

(ア) 水道施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄している応急復旧資材により、応急復旧を行う。

- (イ) 各浄水場は、原水のろ過能力の低下を防止するため、原水処理薬品類により所要の浄化能力を確保する。
 - (ロ) 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。
 - (ハ) 自然流下管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図るほか、浄水場、配水池、主要管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については、優先的に復旧を行う。
- (4) 下水道施設応急措置
- ア 応急復旧
 - (ア) 管渠施設

下水道事業者は、被災時には管渠施設の機能を確保し、排水に万全を期するため、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないよう応急復旧を実施する。
 - (イ) 処理施設

下水道事業者は、被災時には予備機器への切り換えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。
- (5) 電気通信設備応急措置（NTT東日本株式会社青森支店）
- ア 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、NTT東日本株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。
 - イ 情報収集及び連絡
 - (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
 - (イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、町災害対策本部、報道機関へ通報する。
 - ウ 災害対策用機器・車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

 - (ア) 非常用衛星通信装置
 - (イ) 非常用無線装置
 - (ロ) 非常用交換装置
 - (ハ) 非常用伝送装置
 - (ニ) 非常用電源装置
 - (ホ) 応急ケーブル
 - (ヘ) 災害対策指揮車
 - (ヘ) 雪上車及び特殊車両
 - (ケ) その他応急復旧用諸装置
 - エ 災害対策用資材の確保

災害発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため平常時から次に掲げる資機材等を確保する。

- (7) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
- (イ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い非常事態に備える。

- (7) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施
- (イ) 可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両
- (ウ) 予備電源設備、及び燃料、冷却水等
- (エ) その他防災上必要な設備及び器具等

カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

キ 通信そ通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスの停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置を実施する。

ク 通信の優先利用

災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

ケ 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

コ 災害対策機器による通信の確保

サ 災害用伝言ダイヤルの運用

シ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

ス 広報

被災した電気通信設備の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、掲示、テレビ、行政無線、新聞等を通じて広報を行う。

(6) 放送施設応急措置

ア 体制確立

災害により施設が被害を受けた場合、又は被害が発生するおそれがある場合は、次の放送機関に協力を要請する。

- (7) 日本放送協会青森放送局
- (イ) 青森放送(株)弘前支社
- (ウ) (株)青森テレビ弘前支社
- (エ) 青森朝日放送(株)弘前支社
- (オ) 株式会社エフエム青森

イ 要員及び資機材等の確保

要請を受けた放送機関は、災害状況に応じて、必要な要員及び資機材の確保を図る。

ウ 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ロ) 放送所障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

エ 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講じる。

(ア) 受信機の復旧

被災した受信機の取り扱いについて周知するとともに、関係機関等との連携により、被災受信機の復旧に向けて受信相談・受信機応急修理を行う。

(イ) 指定避難所等での放送受信の確保

指定避難所等において災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じ、視聴者への情報の周知を図る。

第31節 石油燃料供給対策

財政課

地震災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じる。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業協同組合各支部等と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国、県、町及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- (2) 町長は、本計画に基づき石油燃料を調達するが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、知事に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第32節 危険物施設等災害応急対策

総務課 住民課

地震災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く）の被害の拡大を防止し、又は最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講じる。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

1 実施責任者

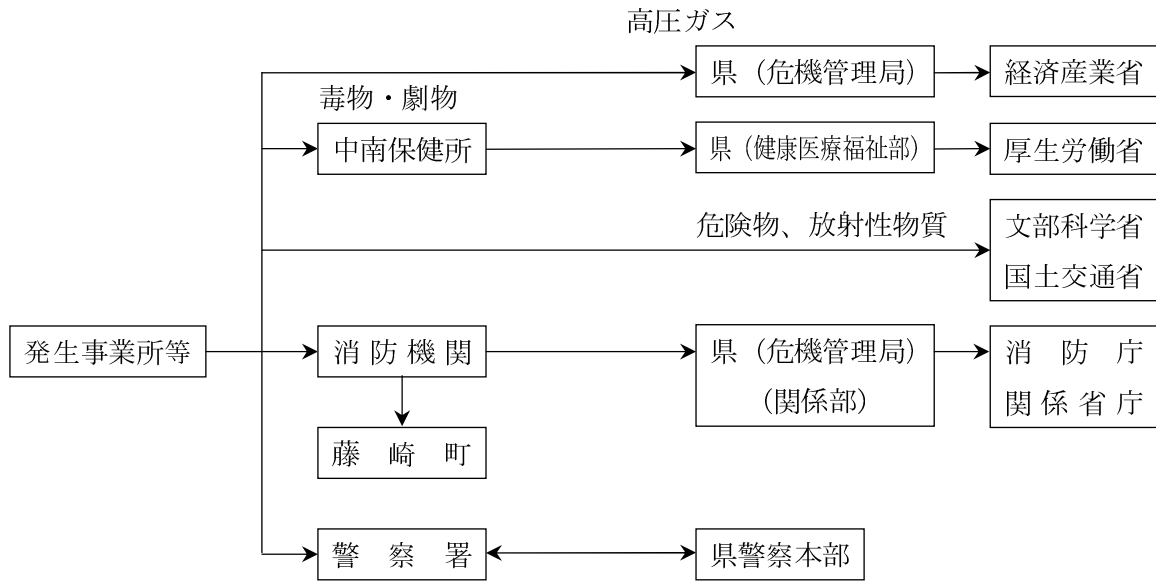
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、弘前地区消防事務組合消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性同位元素使用施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（「火災・災害等即報要領」）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - イ 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- (5) 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地において発生したタンクローリーの火災



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。
- イ 東消防署（北分署）及び弘前警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 町長の措置

- ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合するよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。
また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施す

る。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 弘前警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、町（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨町（消防機関）へ通知する。

5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講じる。

イ 知事、弘前警察署及び東消防署（北分署）に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、イを除く。）を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口等を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

イ 知事、弘前警察署及び東消防署（北分署）に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、イを除く。）を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・ろう洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに中南保健所、弘前警察署、東消防署（北分署）に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

8 放射性同位元素使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射性同位元素使用施設の管理者

ア 災害の発生について速やかに原子力規制委員会、警察署、及び火災の場合は市町村（消防機関）に連絡する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ 被害拡大防止策を講じる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被ばくしないよう必要な措置を講じる。

(2) 町長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに県に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。

第4章

災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

全 課

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施する。

1 災害復旧体制の確立

- (1) 町長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、災害復旧に迅速、適切な対応をする。
 - ア 本庁舎と出張所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
 - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
 - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
 - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと
 - オ 被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止等のため国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入体制
 - カ TEC-FORCEが出動した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、（公社）全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請及び受入体制
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。

2 大規模災害における対応

町は、工事の実施に高度な技術又は機械力を要する場合の町道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限にとどめるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急を実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点か

ら、可能な限り改良復旧等を行う。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、県単独災として実施するよう働きかける。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

(ア) 河川災害復旧事業

(イ) 海岸災害復旧事業

(ロ) 砂防設備災害復旧事業

(ハ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(ニ) 地すべり防止施設災害復旧事業

(ホ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

(ヘ) 道路災害復旧事業

(ト) 港湾災害復旧事業

(チ) 漁港災害復旧事業

(リ) 水道災害復旧事業

(ル) 下水道災害復旧事業

(レ) 公園災害復旧事業

イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康医療福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

4 災害復旧資金の確保（県財務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連絡の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ 災害つなぎ資金の融通

県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

5 計画的な復興

大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいては次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

(1) 復興計画の作成等

ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 復興の理念、方法等

ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

経営戦略課 農政課

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかける。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

町及び県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県経済産業部）

町及び県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

総務課 経営戦略課 税務課

住民課 福祉課 建設課 農政課

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じる。

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続きのほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努める。

1 被災者に対する職業の斡旋（青森労働局）

災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職の斡旋を行い、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業斡旋の対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業の斡旋

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2 租税の徴収猶予、減免（税務課）

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して次の措置を講じる。

○郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除

4 生業資金の確保（福祉課、県健康医療福祉部、県・町社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：町社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県、中核市

申込先：県福祉事務所、中核市の福祉事務所

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：町

申込先：福祉課

5 生活再建の支援（国、県、町）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6 義援物資、義援金の受入れ（県健康医療福祉部、県出納局、町）

(1) 義援物資の受入れ

住民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表する。

(2) 義援金の受入れ、配分

住民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、配分委員会

による協議の上、町を通じて被災者に配分する。また、町で受け入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

7 住宅災害の復旧対策等（県土整備部、町）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び福祉課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

福祉課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

(3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県各部局）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と密接な連絡協調の下に物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9 農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の近代化、かつ適正化を図る。

10 罹災証明書の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、総務課、税務課）

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家等の被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家等の被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災した町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

11 被災者台帳の作成（県関係部局、総務課）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

13 地震保険の活用（建設課）

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共性の高い保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及促進に努める。

14 援助、助成措置の広報等（県関係部局、経営戦略課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

